契約プラン約款

2025年11月1日実施



株式会社 エネサンスホールディングス

目 次

1.	適用	1
2.	契約種別	1
3.	周波数	2
4.	低圧電灯	2
5.	低圧電力	. 12
6.	電気・LP ガスのセット割について	. 15
7.	供給条件の変更	. 15

1. 適用

- (1) 契約プラン約款は、当社の電気供給約款[低圧](以下「電気供給約款」といいます。)にもとづき、電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。
- (2) 契約プラン約款にて使用される用語は別途定義される場合を除き電気供給約款にて定めた意味で使用するものといたします。
- (3) 契約プラン約款に定めのない事項については、電気供給約款に準ずるものといたします。
- (4) 契約プラン約款に定める基本料金、電力量料金、燃料費調整における基準単価および離島ユニバーサルサービス調整における離島基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。
- (5) 契約プラン約款は、次の地域のお客さまを対象といたします。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定められている離島には適用いたしません。

北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社および九州電力送配電株式会社の各供給区域

2. 契約種別

- (1) 北海道電力ネットワーク管内
 - ・エネさんプラン B (北海道)
 - ・エネさんプラン C(北海道)
 - ・動力プラン(北海道)
 - ・オール電化プラン(北海道)
- (2) 東北電力ネットワーク管内
 - ・エネさんプランB(東北・新潟)
 - ・エネさんプラン C (東北・新潟)
 - ・動力プラン(東北・新潟)
 - ・オール電化プラン(東北・新潟)
- (3) 中部電力パワーグリッド管内
 - ・エネさんプラン B (中部)
 - ・エネさんプラン C (中部)
 - ・動力プラン(中部)
 - ・オール電化プラン(中部)
- (3) 九州電力送配電管内
 - ・エネさんプランB(九州)
 - ・エネさんプラン C (九州)
 - ・動力プラン(九州)
 - ・オール電化プラン(九州)

3. 周波数

周波数は、お客さまの需要場所の区域ごとに次のとおりといたします。

- (1) 北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク管内 50Hz(ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は60Hz)
- (2) 中部電力パワーグリッド、九州電力送配電管内 60Hz(ただし、長野県の一部は50Hz)

4. 低圧電灯

(1) エネさんプランB(北海道・東北・新潟・中部・九州)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下のものに適用いたします。

口 供給電気方式、供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- ①契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- ②当社または一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置 (以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等 使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社または一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 3 (離

島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円 を上回る場合は、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。ただし、離島ユニバーサルサービス調整による加算または減算は、お客さまの需要場所の区域に離島ユニバーサルサービス調整の適用のある場合に限ります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき別紙「料金表」のとおりといたします。ただし、東北エリア、新潟エリア、中部エリア、九州エリアにおけるまったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(口) 電力量料金

電力量料金は、別紙「料金表」のとおりとし、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(2) エネさんプランC (北海道・東北・新潟・中部・九州)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満のものに適用いたします。

口 供給電気方式、供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ)契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、電気供給約款別表 4 (契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気供給約款別表 6 (契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社および一般

送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島コニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。ただし、離島ユニバーサルサービス調整による加算または減算は、お客さまの需要場所の区域に離島ユニバーサルサービス調整の適用のある場合に限ります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき別紙「料金表」のとおりといたします。ただし、東北エリア、新潟エリア、中部エリア、九州エリアにおけるまったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(口) 電力量料金

電力量料金は、別紙「料金表」のとおりとし、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(3) オール電化プラン(北海道)

イ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

(口) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ロ 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用場所の全ての給湯及び暖房が、電気を熱源としており、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満のものに適用いたします。

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトと

いたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ニ 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

- (イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - ① 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客様が新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社から新たに電気の供給を受ける前からお客様が同一の需要場所で電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合には該当しないものといたします。
 - ② 契約負荷設備を増加される場合等で、増加された日を含む 1 月の増加された 日以降の期間の最大使用電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回る ときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最 大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その 1月 の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大使用電力の値といた します。
 - ③ 契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客様と当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客様と当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客様と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。
- (ロ) 当社の都合により、1 月の最大使用電力の算定ができない場合においては、契約電力は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客様と当社の協議によって定めた値といたします。

(ハ)料金の算定期間における最大使用電力は、記録型計量器(スマートメーター)により計量される30分ごとの使用電力量の最大値を2倍した値といたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格がx円を下回る場合は、電気供給約款別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格がx円を上回る場合は、電気供給約款別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格がx円を上回る場合は、電気供給約款別表3(離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。ただし、離島ユニバーサルサービス調整による加算または減算は、お客さまの需要場所の区域に離島ユニバーサルサービス調整の適用のある場合に限ります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき別紙「料金表」のとおりといたします。ただし、契約電力が1キロワットに満たない場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。

(口) 電力量料金

電力量料金は、別紙「料金表」のとおりとし、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(4) オール電化プラン(東北・新潟)

イ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

(ロ) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ロ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のすべてに該当し、かつ、お客様がオール電化プランの申込みを行い、当社との協議が整ったお客様に適用いたします。

- (イ) お客様が 1 年を通じてこのプランの適用を希望されること。この電気料金プランから他の電気料金プランに変更された後 1 年に満たないお客様については、この電気料金プランを適用いたしません。
- (ロ) イ (時間帯区分)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること。なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
- (ハ) 契約電力または契約容量について、①②のいずれにも該当すること。
 - ① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること、または契約容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。なお、1 需要場所において動力もあわせてご使用する場合は、契約電力の合計または契約容量と動力の契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること。
 - ② 一般送配電事業者の託送供給等約款に定めのある電灯定額接続送電サービスが適用できないこと。ただし、1 需要場所において動力もあわせて使用する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上、低圧での電気の供給が適当と認めたときには、契約容量と契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客様の土地または建物に施設されることがあります。

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、一般送配電事業者の託送供給等約款により、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

ニ 契約電力および契約容量

契約電力または契約容量は、原則として、お客様の申出にもとづき、次の(イ)または(ロ)のいずれかにより定めます。

- (イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - ① 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客様 が新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期

間の各月の契約電力は、その 1 月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社から新たに電気の供給を受ける前からお客様が同一の需要場所で電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合には該当しないものといたします。

- ② 契約負荷設備を増加される場合等で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大使用電力の値といたします。
- ③ 契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客様と当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12 月の期間で、その1 月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客様と当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客様と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。
- (ロ)契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気供給約款別表6(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、一般送配電事業者または当社は契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客様と当社との協議によって定めることができるものとします。この場合、料金およびその他必要な条件について、契約プラン約款および電気供給約款によらず、お客様と当社との間で協議により個別に定めることがあります。
- (ハ) 電気の使用実態に応じ、(ロ)で定めた契約容量が不適当と当社が認める場合において

は、当社はその理由を通知の上、お客様と協議を実施し、契約容量の変更をすることが できるものとします。

- (二) (イ)の適用後 1 年に満たない場合は、原則として(ロ)を適用いたしません。まイ、(ロ)の適用後 1 年に満たない場合は、原則ロして(イ)を適用いたしません。
- 本 料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表1 (再生可能エネルギー発電促進 賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、電気供給約款別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平 均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格がx円を下回る場合は、電気供給約款別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整(1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整による加算または減算は、お客さまの需要場所の区域に離島ユニバーサルサービス調整の適用のある場合に限ります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき別紙「料金表」のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(口) 電力量料金

電力量料金は、別紙「料金表」のとおりとし、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(5) オール電化プラン(九州)

- イ 季節区分、休日平日区分および時間帯区分
 - (イ)季節区分は、次のとおりといたします。
 - ① 春季

毎年3月1日から6月30日までの期間をいいます。

- ② 夏李毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- ③ 秋季

毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日までの期間をいいます。

4 冬季

毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、 翌年の2 月 29 日までの期間)をいいます。

- (ロ) 休日平日区分は、次のとおりといたします。
 - ① 休日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日

② 平日 休日以外の日をいいます。

- (ハ) 時間帯区分は、次のとおりといたします。
 - ① 昼間時間 毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。
 - ② 夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。

ロ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のすべてに該当し、かつ、お客様がオール電化プランの申込みを行い、当社との協議が整ったお客様に適用いたします。

- (イ) お客様が1年を通じてこのプランの適用を希望されること。この電気料金プランから他の電気料金プランに変更された後1年に満たないお客様については、この電気料金プランを適用いたしません。
- (ロ) イ(季節区分、休日平日区分および時間帯区分)に定める昼間時間から夜間時間への 負荷移行が可能な需要であること。なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目 的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路 灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
- (ハ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。なお、1 需要場所において動力もあわせて使用する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において動力もあわせて使用する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上、低圧での電気の供給が適当と認めたときには、契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客様の土地または建物に施設されることがあります。
- (ニ) 一般送配電事業者の託送供給等約款に定めのある電灯定額接続送電サービスが適用できないこと。

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、一般送配電事業者の託送供給等約款により、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

ニ 契約負荷設備

- (イ) 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
- (ロ) お客様が需要場所における契約負荷設備を変更される場合には、あらかじめ当社に 申し出ていただきます。

ホ 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

- (イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。
 - ① 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客様が新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社から新たに電気の供給を受ける前からお客様が同一の需要場所で電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合には該当しないものといたします。
 - ② 契約負荷設備を増加される場合等で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その 1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大使用電力の値といたします。
 - ③ 契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客様と当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力

のうちいずれか大きい値がお客様と当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客様と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

- (ロ) 当社の都合により、1 月の最大使用電力の算定ができない場合においては、契約電力は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客様と当社の協議によって定めた値といたします。
- (ハ) 料金の算定期間における最大使用電力は、記録型計量器 (スマートメーター) により 計量される 30 分ごとの使用電力量の最大値を 2 倍した値といたします。

へ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を下回る場合は、電気供給約款別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格がx 円を下回る場合は、電気供給約款別表3 (離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格がx 円を上回る場合は、電気供給約款別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。ただし、離島ユニバーサルサービス調整による加算または減算は、お客さまの需要場所の区域に離島ユニバーサルサービス調整の適用のある場合に限ります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき別紙「料金表」のとおりといたします。ただし、まったく電気を 使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(口) 電力量料金

電力量料金は、別紙「料金表」のとおりとし、使用電力量によって算定いたします。

5. 低圧電力

- (1) 動力プラン(北海道・東北・新潟・中部・九州)
 - イ 季節区分は、次のとおりとします。
 - (ア)夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(イ) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

ロ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (ア)契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (イ)1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)、最大需要容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、当社へお客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ア)に該当し、かつ、(イ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等が、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ニ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ホ 契約電力

(ア)契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、当該一般送配電事業者等の託送約款等に定める負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。)についてそれぞれ次の①の係数を乗じてえた値の合計に②の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は電気供給約款別表6(契約容量および契約電力の算定方法)に準じて算定し、②の係数を乗じないものといたします。

① 契約負荷設備のうち

見七の1カ	最初の2台の入力につき	100 パーセント
最大の入力のものから	次の2台の入力につき	95パーセント
0) 8 0) 12 0	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

② ①によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の30ワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(イ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを当社へ希望される場合には、契約電力は、(ア) にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気供給約款別表 6 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

へ料金

料金は、基本料金、夏季またはその他季の料金単価を乗じて算出する電力量料金および 電気供給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生 可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給 約款別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を下回る場合は、 電気供給約款別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いた ものとし、電気供給約款別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が x 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料 費調整額を加えたものとし、電気供給約款別表 3(離島ユニバーサルサービス調整)(1) イによって算定された離島平均燃料価格がx円を下回る場合は、電気供給約款別表3(離 島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整 額を差し引いたものとし、電気供給約款別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イ によって算定された離島平均燃料価格が x 円 を上回る場合は、電気供給約款別表 3 (離 島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整 額を加えたものといたします。ただし、離島ユニバーサルサービス調整による加算また は減算は、お客さまの需要場所の区域に離島ユニバーサルサービス調整の適用のある場 合に限ります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき別紙「料金表」のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、東北エリア、新潟エリア、中部エリア、九州エリアにおけるまったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(口) 電力量料金

電力量料金は、別紙「料金表」のとおりとし、その1月の使用電力量によって算定

いたします。

(ハ) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

6. 電気・LP ガスのセット割について

電気・LP ガスのセット割の適用条件を満たすお客さまからお申し込みをいただき、当社が承諾した場合は、本メニューを適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

(1) 適用条件・割引内容

各地域のセット割適用条件、割引内容は以下よりご確認ください。

- ・北海道エリア
- ・東北エリア
- 新潟エリア
- ・中部エリア
- ・九州エリア:電気とLPガスのセット割適用はございません。

(2) 適用期間

電気・LP ガスセット割の割引の適用開始は、原則として電気の供給開始日の翌月の LP ガス検針日から、電気の契約が終了した月の LP ガス検針日までとします。

- (3) 当社は、お客様がイ(適用条件)を満たさないことが判明した場合には、電気・LP ガスセット割の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、判明した月の LP ガス検針日とします。
- (4) 当社は、電気・LP ガスセット割の本規約の全部もしくは一部を変更、または本規約を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ廃止のお知らせとその廃止日をお客様に通知します。

7. 供給条件の変更

- (1) 当社は、契約プラン約款を変更する場合には、電気供給約款 2 (供給約款の変更) によるものといたします。この場合、あらかじめ変更する旨および変更後の契約プラン約款の内容ならびに変更の効力発生日を、当社ホームページに掲載する方法、メールにより通知する方法その他当社が適切と判断した方法によりお知らせいたします。
- (2) 当社は、契約プラン約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載する方法その他当社が適切と判断した方法により周知いたします。
- (3) 契約プラン約款の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2(供給約款の変更)(2)によるものといたします。

(別紙) 料金表

【北海道電力ネットワークサービスエリア】

エネさんプランB

基本料金	契約電流 10 アンペア	418.00 円
	契約電流 15 アンペア	627.00 円
	契約電流 20 アンペア	836.20 円
	契約電流 30 アンペア	1,254.00 円
	契約電流 40 アンペア	1,672.00 円
	契約電流 50 アンペア	2,090.00 円
	契約電流 60 アンペア	2,508.00 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34.51 円
	120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40.59 円
	280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44.32 円

エネさんプランC

基本料金	ひと月1キロボルトアンペアにつき	418.00 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34.61 円
	120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	39.75 円
	280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	42.36 円

動力プラン

基本料金	ひと月1キロワットにつき	1,073.92 円
電力量料金	1 キロワットにつき	32.39 円

オール電化プラン

基本料金	ひと月1キロワットにつき	391.91 円
電力量料金	昼間(8 時~22 時まで) 1 キロワットにつき	41.26 円
	夜間(22 時~8 時まで) 1 キロワットにつき	28.75 円

【東北電力ネットワークサービスエリア】

エネさんプランB

基本料金	契約電流 10 アンペア	369.60 円
	契約電流 15 アンペア	554.40 円
	契約電流 20 アンペア	739.20 円
	契約電流 30 アンペア	1,108.80 円

電力量料金	契約電流 40 アンペア	1,478.40 円
	契約電流 50 アンペア	1,848.00 円
	契約電流 60 アンペア	2,217.60 円
	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.53 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35.58 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.81 円

エネさんプランC

基本料金	ひと月1キロボルトアンペアにつき	369.60 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.62 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35.58 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.81 円

動力プラン

基本料金	ひと月1キロワット時につき	1,300.89 円
電力量料金	夏季単価 1キロワット時につき	27.06 円
	その他季単価 1キロワット時につき	25.61 円

オール電化プラン・主開閉器契約

基本料金	最初の6キロボルトアンペアまで1契約につき	1,601.60 円
	6 キロボルトアンペアを超え,10 キロボルトアンペアまで 1 契約につき	2,266.00 円
	10 キロボルトアンペアを超える 1 キロボルトアンペアにつき	358.60 円
電力量料金	昼間時間 最初の90キロワット時まで	31.17 円
	昼間時間 90 キロワット時を超え230キロワット時まで	39.21 円
	昼間時間 230 キロワット時を超える	43.91 円
	夜間時間	27.64 円

オール電化プラン・実量制契約

基本料金	最初の6キロワットまで1契約につき	2,195.60 円
	6キロワットを超え,10 キロワットまで1契約につき	3,107.50 円
	10 キロワットを超える 1 キロワットにつき	490.60 円
電力量料金	昼間時間 最初の90キロワット時まで	31.17 円
	昼間時間 90 キロワット時を超え 230 キロワット時まで	39.21 円
	昼間時間 230 キロワット時を超える	43.91 円
	夜間時間	27.64 円

【中部電力パワーグリッドサービスエリア】

エネさんプランB

基本料金	契約電流 10 アンペア	321.14 円
	契約電流 15 アンペア	481.71 円

	契約電流 20 アンペア	642.28 円
	契約電流 30 アンペア	963.42 円
	契約電流 40 アンペア	1,284.56 円
	契約電流 50 アンペア	1,605.70 円
	契約電流 60 アンペア	1,926.84 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.14 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.01 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.37 円

エネさんプランC

基本料金	ひと月1キロボルトアンペアにつき	321.14 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.2 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.01 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.37 円

動力プラン

基本料金	ひと月 1キロワット時につき	1,204.15 円
電力量料金	夏季単価 1キロワット時につき	16.82 円
	その他季単価 1キロワット時につき	15.27 円

【九州電力送配電サービスエリア】

エネさんプランB

基本料金	契約電流 10 アンペア	316.24 円
	契約電流 15 アンペア	474.36 円
	契約電流 20 アンペア	632.48 円
	契約電流 30 アンペア	948.72 円
	契約電流 40 アンペア	1,264.96 円
	契約電流 50 アンペア	1,581.20 円
	契約電流 60 アンペア	1,897.44 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.31 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.19 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.39 円

エネさんプランC

基本料金	ひと月1キロボルトアンペアにつき	316.24 円
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.37 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.19 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.39 円

動力プラン

基本料金	ひと月 1キロワット時につき	1,023.23 円
電力量料金	夏季単価 1キロワット時につき	17.38 円
	その他季単価 1キロワット時につき	15.69 円

オール電化プラン

基本料金	最初の 10 キロワットまで 1 契約につき	1,778.80 円
	10 キロワットを超え,15 キロワットまで 1 契約につき	4,593.2 円
	15 キロワットを超える 1 キロワットにつき	562.88 円
電力量料金	休日 夏季および冬季単価 1キロワット時につき	22.01 円
	休日 春季および秋季単価 1キロワット時につき	18.61 円
	平日 夏季および冬季単価 1キロワット時につき	27.63 円
	平日 春季および秋季単価 1キロワット時につき	24.74 円
	夜間	14.59 円